

平成 29 年 11 月 10 日

行財政改革・大都市制度調査特別委員会

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部市民協働・地域政策課

新たな行政区、行政サービス提供体制について

～ 持続可能な行政区、行政サービス提供体制の協議・検討 ～

◆ 配付資料 ◆

資料 1：新たな行政サービス提供体制（案）に係る関係部局の考え方

資料 2：区再編の場合の（仮称）行政センター庁舎におけるサービス提供体制について（案）

新たな行政サービス提供体制（案）に係る関係部局の考え方

再編後の行政サービスのあり方がどのように変化するかについて、特に市民生活に密着した行政サービスを所管する健康福祉部、健康福祉部（医療担当）、こども家庭部におけるサービス提供体制の考え方を以下のとおり整理した。

〈健康福祉部〉

1 現状・課題

- ・平成 19 年 4 月の指定都市移行時に現在の 7 区・7 福祉事務所及び本庁の体制
- ・区役所では社会福祉、社会保障、保健衛生に関する事務等を実施。このほか、区長に対し国民健康保険事務等を委任。区の事務の細目は区役所事務分掌規則で規定。
- ・福祉事務所は、各行政区の区域を所管し、各区役所の社会福祉課及び長寿保険課（中区福祉事務所にあつては社会福祉課、長寿保険課及び生活福祉課）により組織。福祉事務所では、生活保護法・老人福祉法等の事務を実施。
- ・本庁は各区役所が実施する事務の総括、総合的な施策の企画及び調整、福祉事務所との連絡調整のほか、本庁に専属する事務として生活保護の施行事務監査、事業者の指定、指導監督等を実施。
- ・7 区役所・福祉事務所と本庁とは別組織で 8 組織が並立。
- ・法令の規定・基準等に基づく均質なサービスの提供
- ・事務処理における区間の相違（生活保護業務に関する監査委員意見）

2 今後の体制（案）

- ・現状の組織体制を見直し、区の福祉関連組織（社会福祉課、長寿保険課及び生活福祉課）は健康福祉部の組織とする。
- ・福祉に関する事業所を区役所庁舎内に配置する。
- ・区の出先庁舎内に、事業所の組織として生活保護担当のグループを配置する。

〈健康福祉部（医療担当）〉

1 現状・課題

- ・保健師の分散配置による弊害（7区に各3課、合計21課に分散）
 - * 保健師少数配置課における専門職間の相談及び研修体制の困難さや休暇取得等の困難さ
 - * 保健師多数配置課における研修指導体制の困難さ
 - * 全世代に関連した総合的課題に対する企画立案の困難さ
- ・地区担当制における母子保健分野への偏り

2 今後の体制（案）

- ・保健師の所属先は健康福祉部とし、区役所に併設する事業所の1課に集約して配置する。ただし、地区担当保健師の活動拠点は、本庁出先グループとして、(仮称)行政センターや保健福祉センターに配置する。
- ・事業所区域内の統括保健師として事業所の課長又は課長補佐に保健師を配置
- ・事業所の課に、地域保健活動グループを置き、次の担当保健師を配置し、地区担当保健師の取りまとめとともに、児童家庭課や長寿支援課などとは一体となって事業を進める。
 - ◇保健師（A）：地区保健師活動とりまとめ担当
 - ◇保健師（B）：家庭児童相談室担当
 - ◇保健師（C）：高齢者福祉調整担当

〈こども家庭部〉（家庭児童相談室）

1 現状・課題

- ・高い専門性が求められる相談に対応できる充実した職員配置
- ・緊急事案の同時発生に対応に係る職員体制

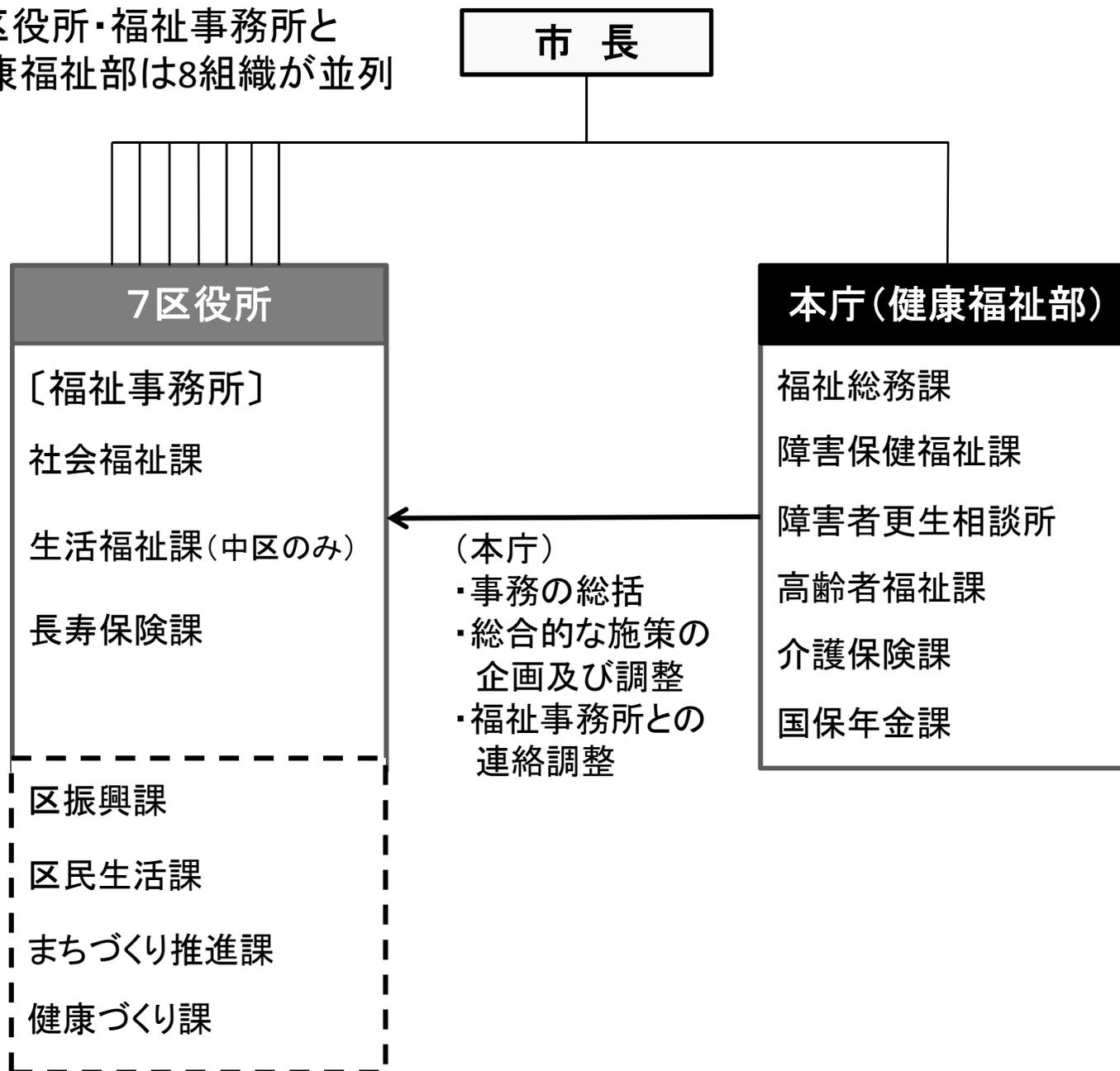
2 今後の体制（案）

- ・専門性の高い職員の配置や集約化等により、家庭児童相談室をより質の高い、合理的及び効果的に相談できる体制とする。

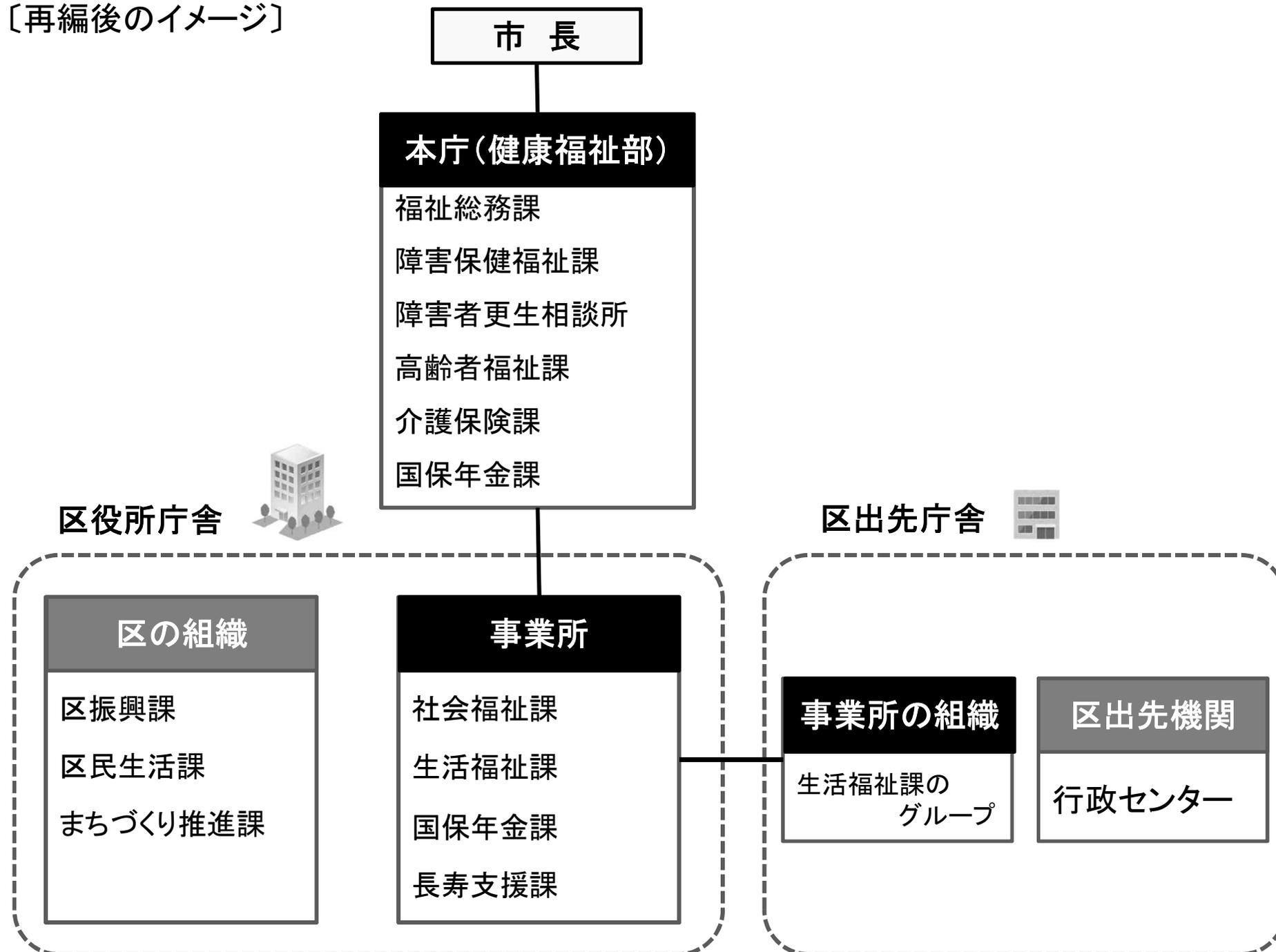
組織体制のイメージ図

〔現状〕

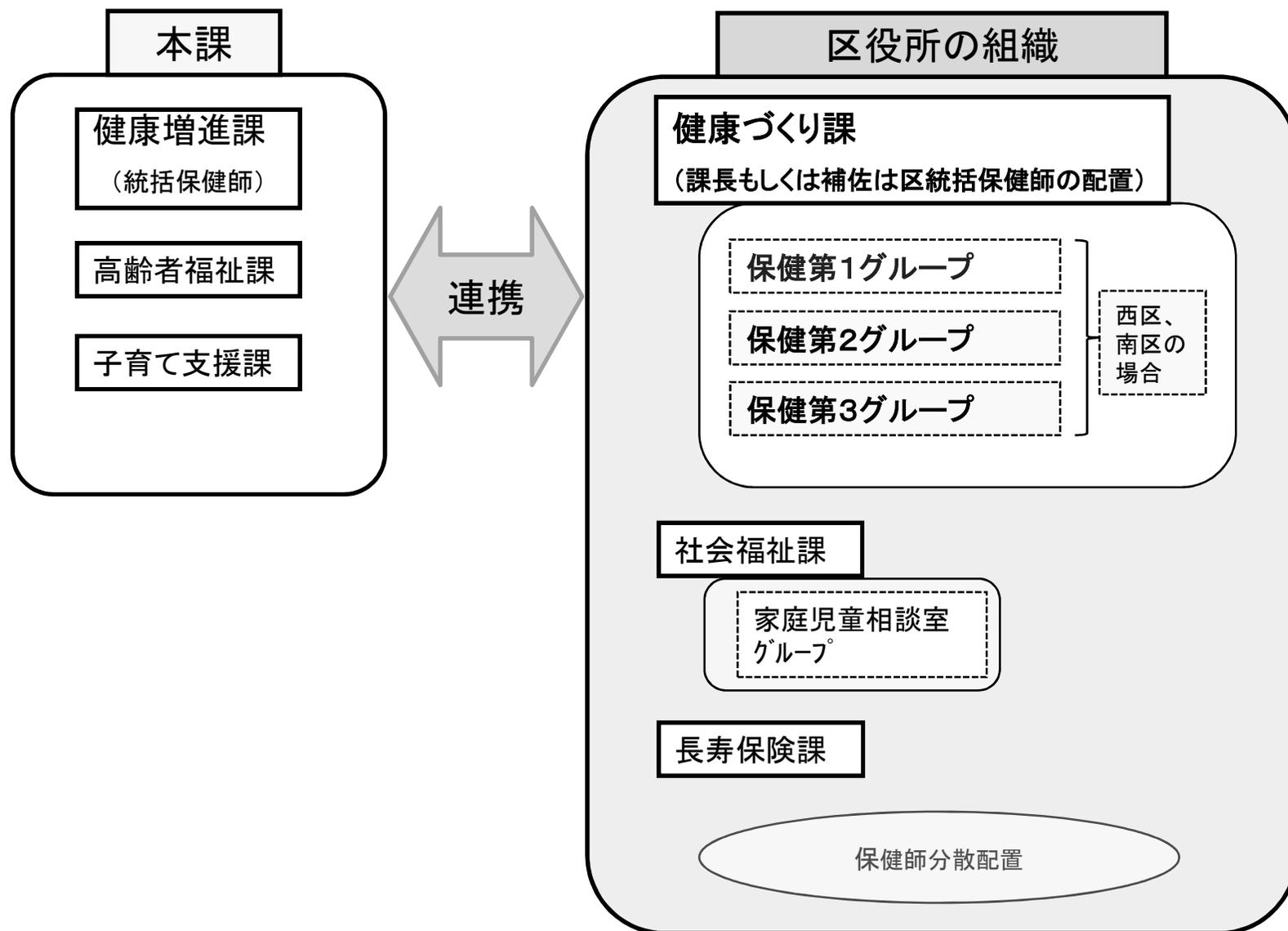
※7区役所・福祉事務所と
健康福祉部は8組織が並列



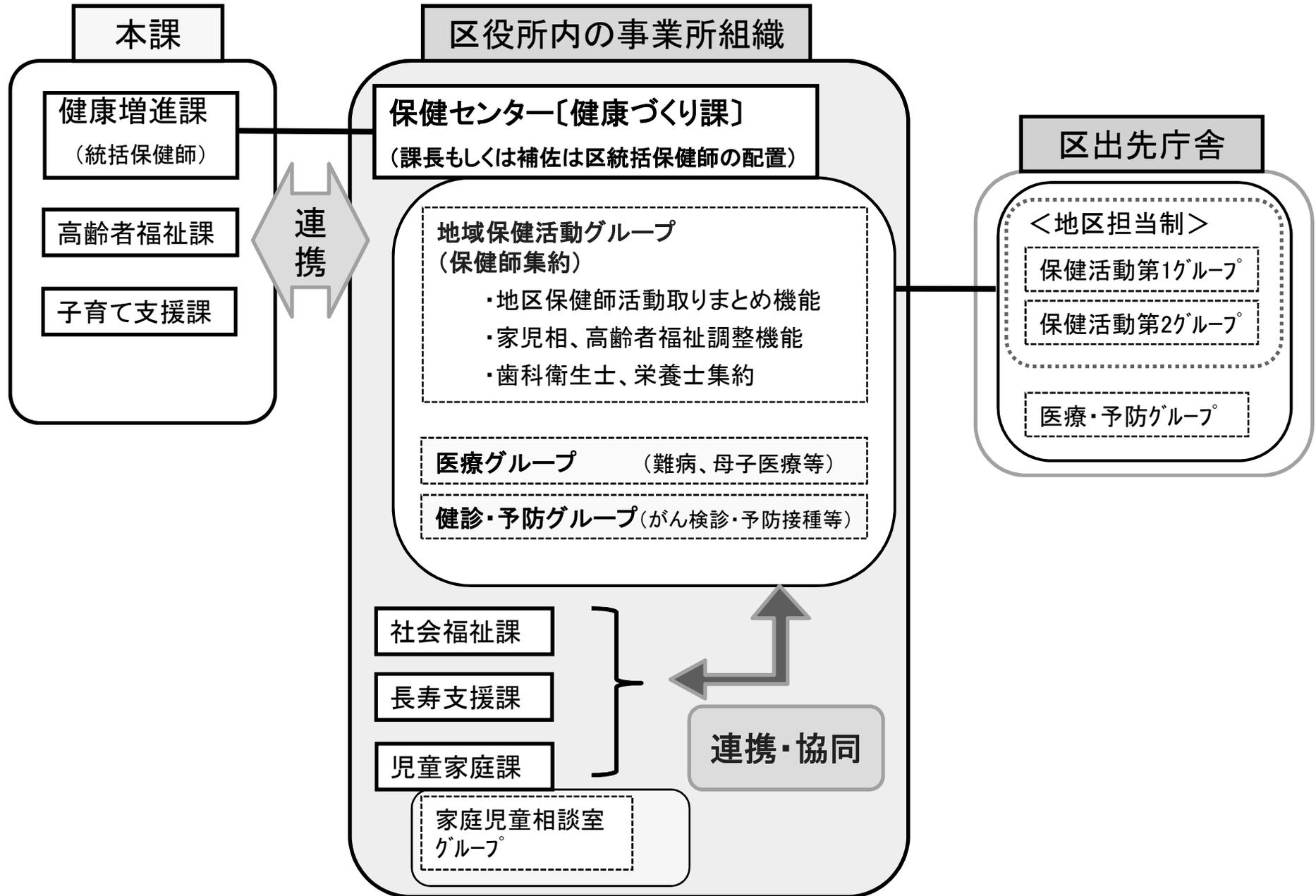
〔再編後のイメージ〕



〔保健師活動における現状〕



〔再編後のイメージ〕



区再編の場合の（仮称）行政センター庁舎におけるサービス提供体制について（案）

これまで行財政改革・大都市制度調査特別委員会で提示した考え方にに基づき、西区をモデルに（仮称）行政センター（西区役所庁舎内に設置する事業所（本庁出先）を含む。以下同じ。）における具体的なサービス提供体制について、以下のとおり検討した。

区再編の場合の組織体制シミュレーションの前提

- ① 今回の検討の前提として、旧浜松市の区域を含む中区、東区、西区及び南区の4区の再編を想定。
- ② 市議会（行財政改革・大都市制度調査特別委員会）にこれまで提示した組織の将来の姿をもとに作成。区役所→事業所、事業所→区役所を含めた新しい区の出先機関の再編の姿を想定。
- ③ 再編後に中核となる区役所は、中区に置くことを想定。

※市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料（H29.7.19開催）より

◆現在の西区役所で実施している事務の（仮称）行政センターでの実施数・実施割合

西区役所 6課	現在の取扱事務数（A）				実施割合 （%） （B/A）% ※小数点以下 四捨五入
		うち（仮称）行政センターで実施する事務数（B）			
			全ての事務	事務の一部 （受付・交付のみなど）	
区振興課	85	50	4	46	59%
区民生活課	71	48	31	17	68%
まちづくり推進課	34	15	15	0	44%
社会福祉課	135	135	116	19	100%
長寿保険課	111	98	23	75	88%
健康づくり課	41	41	41	0	100%
合計	477	387	230	157	81%

◆（仮称）行政センターの主な取扱事務（例）

・再編後も（仮称）行政センターで引き続き提供する事務

分野	事務の名称
防災	自主防災隊資機材等整備費補助、自主防災組織に係る申請・届出（受取・送付）
戸籍・住基	住民基本台帳カード返納（廃止）届 電子証明書発行 税務証明書発行 戸籍証明書発行、出生・死亡等届 転入・転出・転居届（受付・交付） 印鑑登録証明書発行（受付・交付）
生活保護	生活保護相談 生活保護申請書
障害・高齢者福祉	障害・高齢者相談 重度心身障害者医療費助成申請書（相談・受付） 自立支援医療費（精神通院）支給認定申請書 バス・タクシー券等交付申請書（受付・交付） ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業利用申請書
家庭児童相談	児童家庭相談 女性相談 教育相談
こども福祉	児童扶養手当認定請求書・現況届 母子家庭等医療費現況届 保育所関係 窓口・電話相談、保育所入所申込書
保険年金	介護保険、国民健康保険、国民年金に係る各種申請等（相談・受付等）
健康増進	健康・栄養・歯科相談、健康教育 乳幼児健診、家庭訪問

※**太字**は現在の第1種協働センターでは実施していない事務で、再編後に（仮称）行政センターの取扱事務に追加するもの。

◆現在、区役所で実施していて、再編後、（仮称）行政センターで実施しなくなる事務（例）

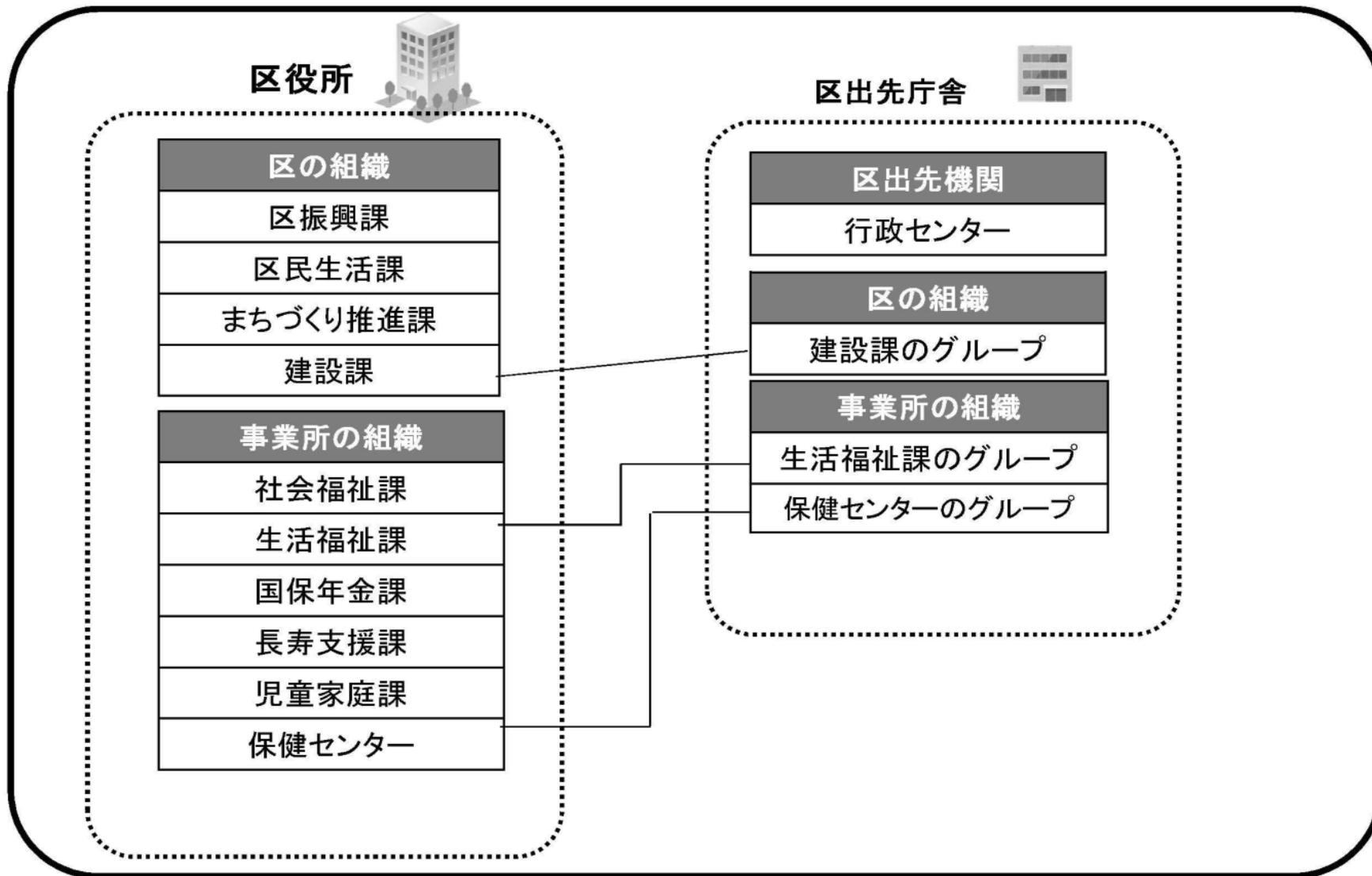
- ・区役所内での管理監督的事務や施設の維持・管理事務
- ・委託や補助事業等の整理、統合を行うことでスケールメリットが生じるもの
- ・戸籍、住民基本台帳に係る事務等一部の管理事務等について、著しく取扱件数が少ない等により、集中処理による省力化が図られるもの

分野	事務の名称
市民生活	区役所で所管する財産の管理事務（財産借受申込等） 行政連絡業務委託関連事務 地域力向上事業補助金交付関連事務
窓口	認知届 分籍届 外国国籍喪失届
保険年金	転入等による介護保険資格取得、国民健康保険加入届（住民基本台帳と連動する内部処理）



今後、事務の取扱いの精査を進める中で、さらなる市民の利便性に配慮した実施方法（例：タブレット等 ICT の活用）も適宜検討する。

組織（再編後のイメージ）



組織の再編イメージ(詳細)

